

【 保存版 】

私たちの
P T A

さいたま市立指扇北小学校 P T A
(令和 7 年 4 月 1 日改訂版)

さいたま市立指扇北小学校 『保護者と教職員の会』（PTA）会則

第1章 名称と事務局

第1条 この会はさいたま市立指扇北小学校保護者と教職員の会（略称PTA）と称し、事務局を同校に置く。

第2章 目的と活動

第2条 この会は保護者と教職員が協力して学校と社会に於ける児童の幸福な成長を図る事を目的とする。

第3条 この会は前条の目的を遂げる為に次の活動を行う。

1. 良い保護者、良い教職員となるよう努める。
2. 家庭と学校及び地域が緊密な連絡を取り、児童の教育環境及び生活環境を良くするよう努める。
3. その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育や福祉の為に活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏る事なく、又、営利を目的とする様な行為は行わない。
3. この会または会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. この会は、学校やその他の教育関係機関に対して意見を述べたり、参考意見を提出する。ただし、学校の管理運営、人事には干渉しない。
5. この会は自主的な団体であり、他の団体の統制や干渉を受けない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は児童の父母又はこれに代る保護者及び教職員とし、会員は平等な権利を有し義務を負う。

第5章 役員・委員・参与及び顧問

第6条 役員及び委員の任期は以下の通りとする。但し再任は妨げないこととする。

※ブロック長及び教職員・顧問については1年の任期とする。

1. 役員…任期2年
会 長 1 名
副 会 長 若干名（内教頭1名）
書 記 3 名（内教頭1名）

会 計	3 名 (内教務主任 1 名)
会 計 監 査	3 名
各ブロック長	5 名

2. 委 員…任期 1 年
地 区 若干名
3. 参 与 1 名 (学校長)
4. 顧 問 必要に応じ会長の推薦による

第 6 章 役員及び委員の任務

第 7 条 役員及び委員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
3. 書記はこの会の記録と保管、その他庶務を行う。
4. 会計はこの会の会計事務を行う。
5. 会計監査はこの会の会計を監査する。
6. 各ブロック長は、常任委員会に出席し、各地区の意見や声を反映させる。
7. 委員は地区活動を行う。
8. 参与は学校の責任者として会議に出席し、意見を述べる事ができる。
9. 顧問は P T A 運営の相談役となり、必要に応じ助言をする事ができる。

第 7 章 役員及び委員の選出

第 8 条 正副会長、書記、会計及び会計監査は、別に定める役員推薦委員会の推薦を経て選出し、総会で承認する。

第 9 条 委員・役員は次の通り選出する。

1. 各地区は若干名の委員を選出し、互選により地区長を選出する。各ブロックは、ブロック長 1 名を選出する。

第 8 章 委員・役員選出における特例事項

第 10 条 各会員の負担を軽減し、役員の仕事を知ってもらう為、以下の特例を定める。

1. 過去に常任委員または会計監査を経験した者は、ブロック長を辞退する事ができる。
2. 過去に本部三役（会長・副会長・書記・会計）を 2 年間経験した者は、それ以降地区の地区役員、ブロック長を辞退する事ができる。

※世帯数の少ない地区は地区の判断で辞退することが出来る。（1 項および 2 項）

第 9 章 機 関

第 11 条 この会は次の機関を置く。

1. 総会【定期(資料のホームページ掲載)・臨時】
2. 常任委員会

第12条 総会はこの会の最高議決機関であり毎年年度初め資料を公開し、次の事項について承認議決する。総会はホームページ上に資料を掲載し、期日までに異論が出なかった場合は承認されたものとする。

1. 前年度決算及び活動報告
2. 当年度予算及び活動計画
3. 正副会長・書記・会計及び会計監査の選出
4. 会則及び規則、規程改廃の報告
5. その他重要事項

第13条 臨時総会は会員の5分の1以上の要求があった時、また常任委員会が必要と認めた時、開催しなければならない。

第14条 常任委員とは正副会長、書記、会計、ブロック長、会計監査及び参与(校長)で構成し、常任委員会は総会に次ぐ重要な機関として会則及び規則、規程の改廃、予算の補正、その他重要な事項についての改正やこの会の企画運営、その他全般にわたる審議と執行にあたり、常任委員会は会長が招集する。

第10章 組 織

第15条 この会は第3条の活動を行う為、次の部及び委員会を置く。

1. 地区PTA
2. 三役会
3. 特別委員会

第16条 この会に地区PTAを置く。

1. 地区PTAは地区内の会員と担当教職員で構成し、この会の目的にそって活動する。
2. 地区PTAは原則として自治会単位とし、地区長、地区委員を選出すると共に地区間の調和を図る為西部、中西部、南部、北部、東部、ブロックに分け、それぞれブロック長を置く。

第17条 三役会及び部長会の構成と内容は次の通りとする。

1. 三役会
正副会長、書記、会計及び参与で構成し、会則及び規則、規程の改廃、予算の補正を除くこの会の全般にわたる審議と執行を行い、その結果を常任委員会に報告する。

第18条 特別委員会は必要な時、常任委員会の承認を得て設置する。

第11章 経 理

第19条 この会の経費は会費とその他の収入をもってあてる。

第20条 この会の会費は世帯単位とし、年額2,000円とする。

第21条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第12章 細 則

第22条 この会に必要な細則は、常任委員会において決定する。ただし、その結果を次期総会において報告しなければならない。

第13章 改 正

第23条 この会則及び規則、規程の改廃は、常任委員会において委員総数の5分の4以上の賛成をもって改廃できることとする。ただし、その結果を次期総会において報告しなければならない。

附 則

1. この会則は、昭和53年（1978年）7月15日より執行する。
ただし、第8条、第9条、第10条は昭和54年4月1日から執行する。
2. 第25条は昭和62年4月1日からとする。
3. 第6条の4、第19条の4は平成2年5月10日からとする。
4. 第7章第11条1、第12条 この会則は平成4年4月22日から施行する。
5. 第9章第19条2 この会則は平成4年5月8日から施行する。
6. 第10章第25条 この会則は平成6年5月13日から施行する。
7. 第5章第6条1 この会則は平成8年5月9日から施行する。
8. 第5章第6条4 この会則は平成11年5月8日から施行する。
9. 第1章第1条、第5章第6条1、第7章第11条1、第12条、第9章第18条1、第19条4 この会則は平成13年5月11日から施行する。
10. 第1章第1条、第2章第3条2、第5章第6条1、第7章第10条、第11条1、3、第8章第12条、第9章第13条、第14条4、第16条、第10章第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第11章第23条、第24条、第25条、第12章第26条、第13章第27条 この会則は平成16年5月7日から施行する。
11. 第5章第6条1、第10章第19条4、第20条2 この会則は平成18年5月8日から施行する。
12. 組織図(P2)、第1章第1条、第2章第2条、第3条1、第4章第5条、第6章、第7条6、7、8、9、10、11、第7章第11条1、2、3、4、第8章第12条、第9章第14条、第16条、第10章第19条1、2、3、4、第20条1、2、3、第21条2 この会則は平成19年5月10日から施行する。
13. 組織図(P2)、第11条1、2、3、この会則は平成23年5月13日から施行する。
14. 組織図(P2)、第5章第6条1、第10章第20条2 この会則は平成25年4月1日から施行する。
15. 第5章第6条1 この会則は平成25年9月19日から施行する。
16. 第9章第16条 この会則は平成26年5月9日から施行する。

17. 組織図(P 2)、第 8 条、第 9 条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条 この会則は平成28年 5 月 7 日から施行する。
18. 第9章第12条 4、第14条、第10章第19条 1、第13章第25条 この会則は平成30年 4 月 1 日から施行する。
19. 組織図 (P2)、第7章第9条 4、第8章第10条 2、第9章第11条、第12条、第10章第15条 1、第16条 4、第18条 3 この会則は令和4年4月1日から執行する。
20. 第11章第22条 この会則は令和5年4月1日から執行する。
21. 第5章第6条 1, 2、第6章第7条、第7章第9条、第8章第10条、第9章第14条、第10章第15条 1, 2, 3, 第16条、第17条、第18条、第11章第19条、第20条、第21条、第12章第22条、第13章第23条 この会則は令和7年4月1日から執行する。

さいたま市立指扇北小学校 P T A 個人情報取扱規則

第1章 目 的

第1条 さいたま市立指扇北小学校P T Aが保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的に、P T A役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定める。

第2章 責 務

第2条 P T Aは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3章 管 理 者

第3条 P T Aにおける個人情報の管理者はP T A会長とする。

第4章 取扱責任者

第4条 P T Aにおける個人情報の取扱責任者はP T A本部役員とする。

第5章 秘密保持義務

第5条 すべてのP T A会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6章 収 集 方 法

第6条 P T Aが個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7章 利用目的及び制限

第7条 取得した個人情報は次の目的の為に利用する。

1. 登下校班編制、旗振り当番、P T A役員選出
2. 各種名簿の作成、運用（P T A活動名簿、委員・役員名簿、P T A役員選出名簿、登下校班名簿）
3. P T A活動に関する連絡、文書の配付、学校行事支援

第8条 P T Aは、あらかじめ本人の同意を得ず、個人情報取扱規則第7章第7条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第8章 管理、保管及び持出し等

第9条 個人情報は管理者または取扱責任者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 10 条 個人情報の保管および持出しは次の通りとする。

1. 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信、デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする
2. 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者責任者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする

第 9 章 第三者提供の制限

第 11 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ず第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成推進のために必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するために協力する必要がある場合

第 12 条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

第 10 章 第三者提供を受ける際の確認等

第 13 条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 11 章 情報開示等

第 14 条 P T A は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 12 章 漏洩時等の対応

第 15 条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者である P T A 会長に報告しなければならない。

第 13 章 研 修

第 16 条 P T A は P T A 役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

第 14 章 苦情の処理

第 17 条 P T A は個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則 1. 本規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

会則及び諸規程の改定

(わたしたちのPTAより改定箇所を抜粋)

- 1) 第9章第12条4 会則及び規則、規程改廃の報告
- 2) 第9章第14条 常任委員とは正副会長、書記、会計、ブロック長、会計監査及び参与(校長)で構成し、常任委員会は総会に次ぐ重要な機関として会則及び規則、規程の改廃、予算の補正、その他重要な事項についての改正やこの会の企画運営、その他全般にわたる審議と執行にあたり、常任委員会は会長が招集する。
- 3) 第10章第17条1 正副会長、書記、会計及び参与で構成し、会則及び規則、規程の改廃、予算の補正を除くこの会の全般にわたる審議と執行を行い、その結果を常任委員会に報告する。
- 4) 第13章第23条 この会則及び規則、規程の改廃は、常任委員会において委員総数の5分の4以上の賛成をもって改廃できることとする。ただし、その結果を次期総会において報告しなければならない。
- 5) 附則
 - 18. 第9章第12条4、第14条、第10章第19条1、第13章第25条 この会則は平成30年4月1日から施行する。
 - 19. 組織図(P2)、第7章第9条4、第8章第10条2、第9章第11条、第12条、第10章第15条1、第16条4、第18条3 この会則は令和4年4月1日から執行する。
 - 20. 第11章第22条 この会則は令和5年4月1日から執行する。
 - 21. 第5章第6条1、2、第6章第7条、第7章第9条、第8章第10条、第9章第14条、第10章第15条1、2、3、第16条、第17条、第18条、第11章第19条、第20条、第21条、第12章第22条、第13章第23条 この会則は令和7年4月1日から執行する。
- 6) 役員推薦委員会規程 第4条
この規程に定めていない必要事項については会則及び規則、規程に反しない限り推薦委員会に於いて定める。
- 7) 役員推薦委員会規程 附則
 - 9. 第4条は平成30年4月1日より施行する。

さいたま市立指扇北小学校
P T A 諸 規 程

慶弔感謝規程

会則第3条の主旨に基づき、慶弔感謝の規程を定める。

第1条 慶弔金は次の通りとする。

1. 教職員の結婚及び子どもの誕生 5,000円
2. 死亡
 - イ. 会員 5,000円
 - ロ. 児童 5,000円
 - ハ. 教職員の配偶者及び父母 5,000円

3. その他、必要と認めた時は常任委員会の会議の上、決定する。

第2条 本会に於いての功績に対して必要と認めた時は常任委員会の合議を経て感謝状及び記念品を贈呈する。

附 則

第1条 本規程は昭和58年5月18日より施行する。

第2条 本規程は平成7年5月12日より施行する。

第1条1 本規程は平成10年5月8日より施行する。

第1条2 本規程は平成16年5月7日より施行する。

選 挙 規 程

会則第7章第8条、第9条改正に基づき、これを廃止する。

役員推薦委員会規程

会則第8条に基づきこれを定める。

第1条 次期役員を選出する為に役員推薦委員会を置く。

第2条 役員推薦委員会は次の方法によって選出された者で構成し、正副委員長を互選する。

1. 各地区の会員は互選により1名の地区代表を選出し、地区代表はブロック毎

に1名の推薦委員を選出する。

2. 教職員の中から互選により3名の推薦委員を選出する。

3. 常任委員の中から互選により4名の推薦委員を選出する。

第3条 役員推薦委員会は、会員の声を反映させる方法により、会長（1名）副会長（P若干名）書記（P2名）会計（P2名）会計監査（3名）の候補者を推薦し、総会までに全ての会員に知らせる。

第4条 この規程に定めていない必要事項については会則及び規則、規程に反しない限り推薦委員会に於いて定める。

第5条 推薦委員会は役員候補者の推薦が完了し、総会で承認された後、解散する。

附 則

1. 第1条は昭和58年2月20日より施行する。

2. 第2条は平成4年5月8日より施行する。

3. 第3条は平成8年5月9日より施行する。

4. 第2条は平成13年5月11日より施行する。

5. 第3条、第5条は平成16年5月7日より施行する。

6. 第2条1は平成19年5月10日より施行する。

7. 第3条は平成25年9月19日より施行する。

8. 第3条は平成28年5月7日より施行する。

9. 第4条は平成30年4月1日より施行する。

10. 第2条は令和7年4月1日より施行する。

PTA会費徴収及び返金規程

会則第20条に基づきこれを定める。

第1条 PTA会費の徴収は毎年6月の1回とし、年額2,000円を納めることとする。

第2条 中途転入会員については月割り計算で月額160円とし、各期の残月数を乗じた金額を納めることとする。（転入日に関係なくその月は残月数に含む）

第3条 中途転出会員については、月割り計算で月額160円とし、各期の残月数を乗じた金額を返金することとする。（転出日に関係なくその翌月からを残月数とする）

第4条 病気その他で長期にわたる欠席が予測される場合においても、その事案解決後復帰が予想される場合、会費については継続して納めることとする。

附 則

1. この規程は、平成16年5月7日より施行する。

2. この規程は、平成29年4月1日より施行する。

3. この規程は、令和2年4月1日より執行する。

4. この規程は、令和5年4月1日より執行する。

5. この規定は、令和7年4月1日より施行する。